

◎旧法で開設された『教科に関する科目』及び『教職に関する科目』の新法への読み替え表

【小・中・高等学校教諭】

旧法	新法
「教科に関する科目」 「教育課程及び指導法に関する科目」 （「各教科の指導法」に限る）	「教科及び教科の指導法に関する科目」
「教職の意義等に関する科目」 「教育の基礎理論に関する科目」 「教育課程及び指導法に関する科目」 （「教育課程の意義及び編成の方法」に係る部分に限る。）	「教育の基礎的理解に関する科目」
「教育課程及び指導法に関する科目」 （「教育課程の意義及び編成の方法」及び「各教科の指導法」を除く。） 「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」	「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」
「教育実習」 「教職実践演習」	「教育実践に関する科目」

【養護教諭】

旧法	新法
「教職の意義等に関する科目」 「教育の基礎理論に関する科目」 「教育課程及び指導法に関する科目」 （「教育課程の意義及び編成の方法」に係る部分に限る。）	「教育の基礎的理解に関する科目」
「教育課程に関する科目」 （「教育課程の意義及び編成の方法」を除く。） 「生徒指導、教育相談に関する科目」	「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」
「養護実習」 「教職実践演習」	「教育実践に関する科目」

小学校教諭二種免許状から一種免許状への上進

小二種免取得後に小学校（小学部）教員としての在職年数		短大卒 12年	大卒等 6年
最低修得単位数		10	
科 事 教 科 項 項 科 に 関 関 関 関 する する 専門 専門 的 的 目 目	必要単位数		1
	単位内訳	1以上の教科	1
に 各 各 関 教 教 す 科 科 る 科 科 目 又 又 又 是 是 是 教 教 科 諭 諭 目 の の 等 基 基 礎 礎 的 的 理 理 解 解	必要単位数		7
	単 位 内 訳	「教育の基礎的理解に関する科目」	1以上
		「各教科の指導法に関する科目」	1以上の科目又は 事項を含んで 4以上
	「道徳の理論及び指導法」 「総合的な学習の時間の指導法」 「特別活動の指導法」 「教育の方法及び技術」 「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」		
	「生徒指導の理論及び方法」 「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」 「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」	1以上の事項を含んで 1以上	
必要単位数		2	
設 大 定 す る 独 自 科 目 に	単 位 内 訳	『教科及び教職に関する科目』（「教育実習」を除く。）のいずれかの科目	2

※旧法で開設された科目は、別紙読み替え表を参照のうえ新法に読み替えてください。

中学校教諭二種免許状から一種免許状への上進

中二種免取得後に中学校（中学部）教員としての在職年数		短大卒 12年	大卒等 6年
最低修得単位数		10	
科 事 項 に 関 す る 目 的	必要単位数		3
	単 位 内 訳	次頁参照	次頁参照
解 各 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目 又 は 教 諭 の 教 育 の 基 礎 的 理 論 等	必要単位数		5
	単 位 内 訳	「教育の基礎的理解に関する科目」	1以上
		「各教科の指導法に関する科目」	1以上の科目又は 事項を含んで 2以上
		「道徳の理論及び指導法」 「総合的な学習の時間の指導法」 「特別活動の指導法」 「教育の方法及び技術」 「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」	
		「生徒指導の理論及び方法」 「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論 及び方法」 「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」	
必要単位数		2	
設 大 学 が 独 自 に	単 位 内 訳	『教科及び教職に関する科目』（「教育実習」を除く。）のいずれかの 科目	2

※旧法で開設された科目は、別紙読み替え表を参照のうえ新法に読み替えてください。

③中学校教諭：「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得方法
 【免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号、2号、3号、4号】

免許 教科	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項
国語	<ul style="list-style-type: none"> ・国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） ・国文学（国文学史を含む。） ・漢文学 ・書道（書写を中心とする。）
社会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本史・外国史 ・地理学（地誌を含む。） ・「法律学、政治学」 ・「社会学、経済学」 ・「哲学、倫理学、宗教学」
数学	<ul style="list-style-type: none"> ・代数学 ・幾何学 ・解析学 ・「確率論、統計学」 ・コンピュータ
理科	<ul style="list-style-type: none"> ・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 ・物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・ソルフェージュ ・声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） ・器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） ・指揮法 ・音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	<ul style="list-style-type: none"> ・絵画（映像メディア表現を含む。） ・彫刻 ・デザイン（映像メディア表現を含む。） ・工芸 ・美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健 体育	<ul style="list-style-type: none"> ・体育実技 ・「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） ・生理学（運動生理学を含む。） ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	<ul style="list-style-type: none"> ・生理学・栄養学 ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

免許 教科	教 科 に 関 す る 科 目
技術	<ul style="list-style-type: none"> ・材料加工（実習を含む。） ・機械・電気（実習を含む。） ・生物育成 ・情報とコンピュータ
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） ・被服学（被服実習を含む。） ・食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） ・住居学 ・保育学
職業	<ul style="list-style-type: none"> ・産業概説 ・職業指導 ・「農業、工業、商業、水産」 ・「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業 指導	<ul style="list-style-type: none"> ・職業指導 ・職業指導の技術 ・職業指導の運営管理
英語	<ul style="list-style-type: none"> ・英語学 ・英語文学 ・英語コミュニケーション ・異文化理解
宗教	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教学 ・宗教史 ・「教理学、哲学」

注意

- 1 免許教科の種類に応じ、それぞれ定める『教科に関する専門的事項』に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得すること。
- 2 『教科に関する専門的事項』には、一般的包括的な内容が含まれていなければならない。
- 3 英語以外の外国語の『教科に関する専門的事項』に関する科目の単位修得方法は、それぞれ英語の場合の例による。
- 4 「 」書きについては、そのうち1以上の科目について修得すること。
ただし、免許教科『職業』の「農業、工業、商業、水産」については、2以上の科目についてそれぞれ2単位以上修得すること。（水産は商船に代替することができる。）

教員歴を利用した特別支援学校教諭二種免許状取得

小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭のいずれかの普通免許状取得後、その免許状の相当学校又は特別支援学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数			3年	
最低修得単位数			6	
特別支援教育に関する科目	単位数内訳	第1欄	「特別支援教育の基礎理論に関する科目」	1以上
		第2欄	「特別支援教育領域に関する科目」	1以上
		第3欄	「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」	1以上

※旧法で開設された科目は、下記を参照のうえ新法に読み替えてください。

※第2欄の単位の修得に当たっては、免許状に定められることとなる教育領域に関する「心身に障害のある幼児・児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含むものとする。

※第3欄の単位は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項について、それぞれ「心身に障害のある幼児・児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含むものとする。

※第2欄の単位は、当該領域を定める特別支援教育免許状以外の領域の免許取得時の第3欄の単位として利用できる。

◎旧法で開設された『特殊教育に関する科目』の新法への読み替え表（特別支援学校教諭）

旧法	新法
教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

【必要単位内訳表】

教育職員検定による「実習の教科」の免許状取得
(高等学校教諭一種免許状)

基 礎 資 格		別表第五	附則9項	
		ロ	ハ	ニ
実習助手として良好な成績で勤務した期間		—	6年	3年
最低修得単位数		10		
科的 事項に 関する 専門 科目	必要単位数		5	
	内単 訳位	次表参照	次表参照	
的 各 理 解 に 関 す る 科 目 又 は 教 諭 の 教 育 の 基 礎 等	必要単位数		5	
	単 位 内 訳	「教育の基礎的理解に関する科目」	1以上	2以上
		「各教科の指導法に関する科目」	1以上の科目 又は 事項を含んで 1以上	1以上の科目 又は 事項を含んで 1以上
		「総合的な学習の時間の指導法」 「特別活動の指導法」 「教育の方法及び技術」 「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」		
		「生徒指導の理論及び方法」 「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の 理論及び方法」 「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」		

※基礎資格

- 【別表第五 ロ】 それぞれの臨時免許状取得後、3年以上高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、当該実習を担当する教員として良好な成績で勤務したこと。
- 【附則9項 ハ】 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において、それぞれの実習に係る事業に関する学科を修めて卒業すること又はこれと同等以上の資格を有すること。
- 【附則9項 ニ】 9年以上、それぞれの実習に関する実地の経験を有すること。

「教科に関する専門的事項に関する科目（関係箇所抜粋）」

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数
農業実習	・農業の関係科目 ・職業指導	左の1以上の科目について各1単位以上
工業実習	・工業の関係科目 ・職業指導	左の1以上の科目について各1単位以上

教員歴を利用した特別支援学校教諭一種免許状取得

特別支援学校教諭二種免許状取得後、その免許状の相当教育領域（複数の教育領域を定めた免許状の場合は、そのいずれかの領域）を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数			3年	
最低修得単位数（特別支援学校教諭2種免許状取得後に修得した単位）			6	
る 特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目	単 位 内 訳	第1欄	「特別支援教育の基礎理論に関する科目」	1以上
		第2欄	「特別支援教育領域に関する科目」	1以上
		第3欄	「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」	1以上

※旧法で開設された科目は、下記を参照のうえ新法に読み替えてください。

※第2欄の単位の修得に当たっては、免許状に定められることとなる教育領域に関する「心身に障害のある幼児・児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含むものとする。

※第3欄の単位は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項について、それぞれ「心身に障害のある幼児・児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含むものとする。

※第2欄の単位は、当該領域を定める特別支援教育免許状以外の領域の免許取得時の第3欄の単位として利用できる。

◎旧法で開設された『特殊教育に関する科目』の新法への読み替え表（特別支援学校教諭）

旧法	新法
教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

養護教諭二種免許状から一種免許状への上進

養二種免許取得後に養護（助）教諭として勤務した在職年数		短大卒 5年	大卒等 1年		
最低修得単位数		10			
科養護に 関する 目録	必要単位数		6	4	
	単 位 内 訳	「衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）」		1以上	
		「学校保健」		} いずれかで1以上	
		「養護概説」			
		「栄養学（食品学を含む。）」			
		「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」		1以上	
		「健康相談活動の理論及び方法」			
		「解剖学及び生理学」			
		「微生物学、免疫学、薬理概論」			
		「精神保健」			
関する 科目等	必要単位数		4	3	
	単 位 内 訳	「教育の基礎的理解に関する科目」		1以上	
		「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」		1以上	
設 定 す る 科 目 に	必要単位数			2	
	単 位 内 訳	『養護に関する科目』又は『養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等』のいずれかの科目		2	

※旧法で開設された科目は、別紙読み替え表を参照のうえ新法に読み替えてください。